

2

条例の一部改正に関する資料

令和7年12月22日提出

大崎市

目 次

議案第 149 号 大崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改 正する条例.....	1
--	---

●議案第149号 大崎市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（新旧対照表）

○大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

改正案	現行
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,700円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>7,050円</u>)を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。	第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき <u>4,400円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、 <u>6,600円</u>)を超えない範囲内において、規則で定める額を宿日直手当として支給する。
2 略	2 略
(期末手当)	(期末手当)
第19条 略	第19条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の125</u> 、 <u>12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。
4～6 略	4～6 略
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第20条 略	第20条 略
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105</u> 、 <u>12月に支給する場</u>	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に <u>100分の105</u>

<p>合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の50、<u>12月に支給する場合</u>には100分の52.5を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table>	略	略	<p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u></p> <p>_____を乗じて得た額の総額</p> <p>3~5 略</p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td style="padding: 5px;">略</td></tr> </table>	略	略
略					
略					
略					
略					

○大崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> _____を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」 _____とする。</p> <p>4~6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u> _____を乗じて得た額の総額</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の125、<u>12月に支給する場合</u>には100分の127.5を乗じて得た額に、それぞれの基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4~6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の105、<u>12月に支給する場合</u>には100分の107.5を乗じて得た額の総額</p>

<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u> <u>_____</u>を乗じて得た額の総額 3~5 略</p>	<p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3~5 略</p>
---	--

○大崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第3条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬月額に<u>100分の172.5</u> <u>_____</u>を乗じて得た額とする。 3・4 略</p>

○大崎市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正(第4条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬月額に<u>100分の175</u> <u>_____</u>を乗じて得た額とする。 3・4 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬月額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 3・4 略</p>

○大崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正(第5条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 期末手当の額は、給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>を乗じて得た額とする。 2 略</p>	<p>(期末手当) 第5条 期末手当の額は、給料月額に<u>100分の172.5</u> <u>_____</u>を乗じて得た額とする。 2 略</p>

○大崎市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正(第6条関係)

改正案	現行
<p>(期末手当) 第5条 期末手当の額は、給料月額に<u>100分の175</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 期末手当の額は、給料月額に、<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給</u></p>

_____を乗じて得た額 とする。 2 略	する場合には100分の177.5を乗じて得た額 とする。 2 略
-----------------------------	--

○大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第7条関係)

改正案	現行																																
(特定任期付職員の給与の特例等)	(特定任期付職員の給与の特例等)																																
第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年大崎市条例第264号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(企業職員(大崎市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成18年大崎市条例第264号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)である職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号俸</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">405,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">455,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">508,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">574,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">655,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額	1	405,000円	2	455,000円	3	508,000円	4	574,000円	5	655,000円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">号俸</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">392,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">440,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">492,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">555,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">5</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">634,000円</td> </tr> </tbody> </table>	号俸	給料月額	1	392,000円	2	440,000円	3	492,000円	4	555,000円	5	634,000円								
号俸	給料月額																																
1	405,000円																																
2	455,000円																																
3	508,000円																																
4	574,000円																																
5	655,000円																																
号俸	給料月額																																
1	392,000円																																
2	440,000円																																
3	492,000円																																
4	555,000円																																
5	634,000円																																
2~5 略	2~5 略																																
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)																																
第8条 略	第8条 略																																
2 特定期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当並びに大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年大崎市条例第34号)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の177.5」とする。	2 特定期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当並びに大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年大崎市条例第34号)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の172.5」と_____する。																																
(任期付職員の給与の特例)	(任期付職員の給与の特例)																																
第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。	第9条 第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員(企業職員である職員を除く。以下「任期付職員」という。)には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職務の級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">200,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">227,800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">269,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">290,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">5級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">305,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">6級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">331,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">7級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">374,800円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	200,300円	2級	227,800円	3級	269,500円	4級	290,100円	5級	305,700円	6級	331,900円	7級	374,800円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left; padding: 2px;">職務の級</th> <th style="text-align: left; padding: 2px;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">1級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">192,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">2級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">219,500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">3級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">260,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">4級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">279,700円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">5級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">294,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">6級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">320,600円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left; padding: 2px;">7級</td> <td style="text-align: left; padding: 2px;">362,700円</td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	給料月額	1級	192,000円	2級	219,500円	3級	260,000円	4級	279,700円	5級	294,900円	6級	320,600円	7級	362,700円
職務の級	給料月額																																
1級	200,300円																																
2級	227,800円																																
3級	269,500円																																
4級	290,100円																																
5級	305,700円																																
6級	331,900円																																
7級	374,800円																																
職務の級	給料月額																																
1級	192,000円																																
2級	219,500円																																
3級	260,000円																																
4級	279,700円																																
5級	294,900円																																
6級	320,600円																																
7級	362,700円																																

8級 <u>409,200円</u>	8級 <u>396,200円</u>
2・3 略	2・3 略

○大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第8条関係)

改正案	現行
(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当並びに大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年大崎市条例第34号)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中 <u>「100分の126.25」</u> とあるのは <u>「100分の175」</u> <u>_____</u> とする。	(給与条例の適用除外等) 第8条 略 2 特定任期付職員に対する給与条例第3条第1項及び第19条第2項の規定の適用については、給与条例第3条第1項中「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」とあるのは「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当並びに大崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成27年大崎市条例第34号)第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第19条第2項中 <u>「100分の125」</u> とあるのは <u>「100分の172.5」</u> と、「100分の127.5」 <u>_____</u> とあるのは <u>「100分の177.5」</u> とする。